

永平寺町ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、永平寺町(以下「町」という。)が公開しているホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、町の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は接触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及びその他これらに類するもの
- (6) 町が広告の対象とするものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (7) 膨大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (8) 町税、使用料及び町からの貸付金等の返済を滞納している者の広告
- (9) 前項に掲げるもののほか、広告として町が適切でないとするもの

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数、規格については、原則として次のとおりとする。

(1) 位置及び枠数

町ホームページのトップページ下部に10枠

(2) 規格

大きさ 縦50ピクセル×横160ピクセル

データ形式 J P E G 形式若しくはG I F 形式(アニメーション不可)

データ容量 6 K B 以内

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円とする。この場合において、広告掲載料は、消費税及び地方消費税の額を含めるものとする。

2 広告掲載料は、掲載の決定後、町長が指定する日までに、町の発行する納付書により一括納入するものとする。

(広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は1月を単位とし、3月以上の連続掲載を原則とする。

2 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が3日未満の場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

3 広告掲載の開始日及び終了日は町長が別に定める。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、ホームページ、町広報誌その他町長が適切と認める方法により行うものとする。

(広告の申込み)

第 7 条 広告掲載を希望する者は、ホームページ広告掲載申請書 (様式第 1 号) に別の定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 申込みの提出方法は、持参又は郵送とする。

(広告掲載の決定等)

第 8 条 町長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第 2 条に定める広告掲載の基準により広告掲載の適否を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、前項の広告掲載の可否を決定しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る広告掲載について永平寺町広告審査委員会に意見を求めることができる。

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、ホームページ広告掲載等決定通知書 (様式第 2 号) により通知する。

4 広告掲載が適当と認める申し込みが、第 3 条に規定する枠数を超えるときは、次に定める各号の順に広告掲載を決定するものとする。

(1) 町内に事業所を有する者の広告

(2) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類する者の広告

(3) 前各号に掲げる広告以外の広告

5 前号の規定によっても決定できなときは抽選により広告掲載を決定するものとする。

(永平寺町広告審査委員会)

第 9 条 前条第 1 項の規定により、広告媒体に掲載される広告掲載の可否の審査を行うため、永平寺町広告審査委員会を (以下「委員会」という。) を設置する。

2 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

3 委員会の構成は、町長が別に定める。

4 委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

5 委員会の庶務は商工観光課において処理する。

(委員会の会議等)

第 10 条 委員会の会議は (以下「会議」という。) は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会の会議に付議すべき事案 (以下「事案」という。) について特に緊急を要するため、委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、事案について持ち回りにより審査させることができる。

3 委員長は、委員会を行った場合は、その会議の結果を速やかに町長に報告しなければならない。

(広告主の責任)

第 11 条 掲載した広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告に関して損害を被った旨の申請があった場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条 町長は次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 第 4 条の指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告内容が第 2 条各号に該当することが判明したとき。

(3) 行政運営上の支障が発生した場合

2 町長は、前項の規定により、掲載決定を取り消したときはホームページ広告掲載取消等通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

3 広告主は、諸事情により広告掲載を取り消す場合は、ホームページ広告掲載取消届出書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

（広告掲載料の不還付）

第13条 広告掲載後の広告料は原則、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、広告掲載料を還付する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年2月3日から施行する。

別紙

第9条関係

永平寺町広告審査委員会

職名	充てる職
委員長	総務理事
委員	産業建設理事
委員	民生理事
委員	教育理事
委員	総務課長